

今週のメニュー

■トピックス

◇齊藤新会長挨拶

■随想

◇農業廃プラの適正処理をめぐる新事情：韓国その3

名古屋大学 名誉教授 竹谷 裕之

■トピックス

◇齊藤新会長挨拶

5月19日に塩ビ工業・環境協会 第23回通常総会を書面審議にて開催いたしました。

今年度は役員の改選期にあたり、齊藤^{やすひこ}恭彦会長（信越化学工業(株) 代表取締役社長）、
栗田^{くわだまもる}守 副会長（東ソー(株) 上席執行役員）が新しく就任いたしました。

以下に、齊藤新会長の挨拶を掲載いたします。

「塩ビ工業・環境協会」の会長を拝命いたしました信越化学工業の齊藤恭彦でございます。副会長に就任されました東ソーの上席執行役員 栗田守様とともに、会員の皆さまにお力添えいただきながら当協会の力を結集し、塩ビ産業の益々の発展のために尽力してまいります。

1998年5月に発足いたしました当協会は、塩化ビニルに関する正しい理解を広め、塩化ビニル工業の健全な発展に寄与することをめざし、今日まで活動を重ねてまいりました。金川初代会長は取り組むべき重点課題を絞り込み、会員各社の英知と力を結集し、当時蔓延しておりました塩ビに対する誤解を払拭しました。さらに歴代の会長の皆さまは折々の課題に献身的に取り組まれてこられました。皆さまが積み重ねられたご功績に心からの敬意を表します。このような当協会の歩みを振り返りますと、会長の重責を引き継ぎますことに改めて気持ちが引き締まる思いがいたします。

私は塩ビという優れた素材に、明るい将来を確信しております。塩ビは、耐久性、加工性、経済性、そして環境に貢献する優れた特徴を兼ね備え、持続可能な開発目標（SDGs）の課題解決にも貢献しています。その耐久性は、限りある地球資源を効率良く利用することに寄与しています。また当協会が普及に取り組んできた樹脂サッシは、家屋の省エネルギー化を促進することで温暖化ガスの排出量削減に貢献しています。安全な水の供給と衛生の実現のために、耐久性がある塩ビ管は必須の製品です。現代社会に欠かすことができない電気の普及と電気製品にも塩ビの被覆材が必ず利用されています。このように塩ビは快適な生活や、持続可能な社会の基盤を支える素材として多大な役割を果たしています。

現在、私たちは新型コロナウイルスとの戦い、それに伴う世界経済のマイナス成長という危機に直面しています。こうした中で当協会の活動も、状況の変化に機敏に対応していくことが求められているものと考えております。このため、常に世界の情勢や塩ビの需要動向、環境課題を見据え、重点課題の解決に取り組むとともに、海外の塩ビ協会との連携も更に深めてまいります。また、塩ビのリサイクルを更に推進するとともに、廃プラスチック問題に取り組む業界団体の支援にも努めてまいります。

今後ともわが国の塩ビ工業のより一層の発展に向け、経済産業省をはじめとした関係機関の皆さまにもご指導を仰ぎながら、会員の皆さまとともに歩んでまいりたいと存じます。会員の皆さまには、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆さまのご健勝とご清栄をお祈りいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

齊藤 恭彦

■ 随想

◇ 農業廃プラの適正処理をめぐる新事情：韓国その3

名古屋大学 名誉教授 竹谷 裕之

前号では、中国のプラくず輸入禁止後の2年余りに、韓国で起きた廃プラリサイクル上の問題について、ゴミ大乱、プラゴミ山、海外プラくず輸入増など、動脈硬化に陥った実態を紹介した。韓国政府は120万ト余に及ぶゴミ山に対する緊急処理対策として、放置業者を特定し処理責任を果たすよう指導し、あるいは行政代執行して焼却・埋立処理を進め、さらには不法放置廃棄物根絶のための制度改善に取り組んでいる。しかし、リサイクル市場過剰問題が解決したわけではない。

韓国は廃プラリサイクルの先進国とされてきた。拡大生産者責任制度も幅広く機能させている。しかし、そこには回収処理業者に引き渡せばリサイクルにカウントするという統計上の問題があり、また廃棄物管理法第24条で事業場廃棄物排出者の適正処理責任を規定しているが、回収処理を担う民間業者が業務を継続的に行えない供給過剰の市場環境下では、廃棄物が堆積してしまう問題が今後もまた起こる可能性がある。日本は、環境省が2019年5月、廃プラ産廃を当面一廃焼却場で処理するよう市町村に協力要請し、同年6月処理業者保管期間を従来の2倍に延長した。緊急避難措置というが、将来構想は未だ公表されていない。つまり韓国も日本もともに、だぶつく廃プラの適正処理に対し、抜本的対策を構築する必要がある。今回はこれに関わる韓国の動きを紹介する。

韓国がこの1年間でやってきた対策を韓国資源循環政策研究院長チェジュソプ氏の整理を参考に表示すると、次の表1の5本柱になる。これらに取り組むことで、状況の改善は少なからず見込めるであろうが、問題はリサイクル容易な製品生産にメーカーが確実にシフトできるか、消費排出者の分別・異物除去を徹底できるか、選別業者が人件費増加を乗

表 1 政府合同リサイクル廃棄物総合管理対策と主要内容

戦略課題	内容
新環境製品設計及び生産者責任リサイクル強化	* 材質構造評価義務化及び分担金差別化 * EPR品目拡大及びリサイクル義務化上方修正
使い捨て製品使用最小化及び包装最小化	* プラスチック袋使用禁止：食品生活用品大型スーパー使用禁止 * 宅配運送包装材：ガイドライン制定及び法的制限
分別排出体系改善及び広報強化	* 分別除外指針改正、わかりやすいガイドライン提供 * 分別排出広報：媒体別スマートフォン、ガイド
回収選別公共管理強化及び回収選別業者支援	* 公共選別場新設及び老朽施設改善、回収業者収益改善 * 廃資源買入税額控除特令延長、古物商環境改善
リサイクル市場安定化及び再生原料製品の需要拡大	* 国産再生原料使用再興 * 購買拡大及び高品質選別技術の早期商用化 * リサイクル品品質向上のための中長期R&D工程表用意

資料：チェジュソプ「プラスチック社会を物質循環経済に転換」플라스틱코리아 2020.2.27

り越えるだけの手間暇をかけ品質別に分別し異物除去できるか、リサイクル業者の零細性故の低技術水準と投資力の弱さ、それ故の再生原料品の低質性を克服できるか、メーカーが再生原料生産量に見合った割合で製品生産に確実に利用するかといった課題を、循環工程に関わる各主体が廃棄物過剰市場下で確実に履行できるか否かである。

確かに韓国で活動する生活用品やプラスチック包装材などのグローバル生産企業、グローバル流通企業などは、新プラスチック経済グローバル協約(New Plastics Economy Global Commitment)に署名し、毎年プラスチック生産および使用量を公開し、プラスチック包装材に再生原料を25%以上使うことや、不要なプラスチック包装の削減、あるいはプラスチック包装の100%が再利用、リサイクル、堆肥化のいずれかが可能で安全かつ容易に循環するための技術革新の推進を約束している。政府や地方自治体の取組としても、使い捨てプラスチック袋の使用禁止措置の拡大のほか、公共調達、拡大生産者責任制度、意識啓発、財政措置などを通じてプラスチックの循環を支援し始めている。

しかし、廃プラリサイクルに関わる排出・回収・選別・処理・再生原料生産業者はいずれも上記協約に署名していない。これは韓国だけでなく、日本も同様である。それ故、現場の各工程主体が民間であればなおのこと、回収・選別・処理料金の引き上げ、処理業者の零細性克服に向けた財務・技術両面での支援、プラ製品生産時の再生原料プラ使用の幅広い義務付け、拡大生産者責任制度の拡充、業界や市民社会への意識啓発、さらには地方自治体等の工程管理監視の強化等が求められるところである。

換言すれば、民間業者の業務が成り立ちにくい廃プラ過剰市場下では、公的介入を拡大し、排出時の分別徹底とマニフェストによる最終処分までの管理徹底を図ること、資材生産者がリサイクル容易な資材製造に注力し、例えばペットボトル素材への安易な色素混入やラベル接着剤使用を禁止すること、再生品品質向上のための技術開発と新規需要先発掘を支援することなどが、韓国を文字通りの廃プラ資源循環の先進国にするカギとなろう。その意味で、排出者と回収処理業者、国と地方自治体が協働して社会システムと回収処理技術を革新し構造化すること、廃プラのリサイクルも、研究開発→普及組織→事業者とい

う線形的イノベーション時代は終わり、多様な主体が繋がり、新しい知識技術を生み出し、それを拡げる、共創型コ・イノベーション 4.0（イノベーション第 4 期）[※](#)に向き合うべき時代に入ったとみるべきである。

[※）ワーゲニンゲン大学のクラークス教授の提唱より](#)

韓国環境部は今年 4 月 16 日、廃棄物管理の改善戦略を策定するために'資源循環政策フォーラム'をスタートすると明らかにした。今回のフォーラムを通して、既存廃棄物管理の限界を克服して国内資源循環体系を高度化し、資源枯渇と気候変化に対応するための'資源循環政策大転換計画'を樹立する方針で、フォーラムは減量、リサイクル、公共管理、処理施設の 4 分科会で構成される。各分科会別に 6 月まで会議を持ち上半期中に草案を作り、社会的公論化を経る計画である。その内容が注目されるところである。

⇒ [バックナンバー](#)

次回のメルマガは 6 月 11 日の発刊を予定しています。

■ **関連リンク**

- [メールマガジンバックナンバー](#)
- [メールマガジン登録](#)
- [メールマガジン解除](#)

※本メールマガジン上の文書・画像等の無断使用・転載を禁止します。



■ 東京都中央区新川 1-4-1

■ TEL 03-3297-5601 ■ FAX 03-3297-5783

■ URL <http://www.vec.gr.jp> ■ E-MAIL info@vec.gr.jp
